

農地法第4条第1項の許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体	捺印
	太陽光発電施設用地整備事業	原町南部地区	南相馬市	

図面記号	事業主体の住所 ( 1 )								
M - 2 2	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地								
1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	耕作者の氏名 ( 2 )	土地利用区分		
			登記簿	現況			農振法	都市計画法	
	別紙のとおり								
	計	1,481 ㎡ ( 田		828 ㎡ 畑		653 ㎡ )			
2 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>計画地は、県営土地改良事業実施により創設する非農用地と一体的に行うもので、太陽光発電施設設置に伴う用地造成事業である。</p> <p>また、用地整備後の太陽光パネル設置に当たっては現状の区画形状を活用して設置、雨水排水は現状水路を活用し対処すること、また、パネルは低層であることから、日照、通作など、周辺農地への営農に影響はない。</p> <p>これらについては、南相馬市農業委員会、南相馬土地改良区、福島県相双農林事務所と調整済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 1、2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。  
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。

(別紙)

1の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者の 氏名 ( 2 )	土地利用区分	
		登記簿	現 況			農振法	都 市 計画法
(従前地)							
原町区小沢字小沢	283	畑	畑	383		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
原町区小沢字小沢	285-1	田	田	241		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
原町区小沢字折戸	44	畑	畑	112		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
原町区小沢字折戸	45	田	田	383		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
原町区小沢字折戸	81-1	田	田	204		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
原町区小沢字折戸	81-3	畑	畑	158		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
計	6筆	1,481㎡		(田	828 ㎡	畑	653 ㎡)